

○国立大学法人筑波技術大学入学料の免除及び徴収猶予規程

平成17年10月3日  
規程第79号

最終改正 令和2年1月22日規程第1号

国立大学法人筑波技術大学入学料の免除及び徴収猶予規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第76条第2項の規定に基づき、入学料免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定める。

(免除の対象者)

第2条 入学料免除の対象となる者は、本学の学部又は大学院研究科に入学する者（科目等履修生及び研究生としての入学者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該学生の生計を維持する者の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等（入学前1年以内に発生したもの）による家計急変のため、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項による免除のほか、本学の学部に入学者であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業料等減免対象者として学長が認定した者について、入学料免除の対象者とする。

(徴収猶予の対象者)

第3条 入学料徴収猶予の対象となる者は、本学の学部又は大学院研究科に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) その他やむを得ない事情があると認められる場合

(申請)

第4条 入学料の免除又は徴収猶予の申請は、免除又は徴収猶予を受けようとする者が、入学手続期間内に、別に定める手続により学長に対し申請することによって行う。

2 申請にあっては、第2条第1項及び第2項の両方に該当する事情がある場合、その両方に係る対象者としての認定を申請することができる。

3 第2条に基づく入学料免除の申請をした者であって、免除が不許可となり、又は半額免除が許可となったものは、納入すべき入学料の徴収猶予を、学長が免除の不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間に申請することができる。

(選考機関及び許可)

第5条 第2条の規定による免除及び第3条の規定による徴収猶予は、学生委員会による選考を経て、学長が許可する。

2 前項の選考に係る基準は、別に定める。

3 学長は、第4条第2項に基づく申請があった場合は、選考を経て、第2条第1項及び第2項の両方に係る対象者として免除を許可することができる。

(許可の取消し)

第6条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者が、次のいずれかに該当する場合は、学長は、許可を取り消すことができる。

(1) 第4条に基づき行った申請の内容に虚偽の事実が判明した場合

(2) 徴収猶予を許可された期間内に、学則第80条に基づく懲戒としての退学、停学又は訓告を受けた場合

2 前項第1号の規定により免除又は徴収猶予の許可が取り消された者は、納入すべき入学料を、学長が取消しを告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間に納付しなければならない。

3 第1項第2号の規定により徴収猶予の許可が取り消された者は、未納の入学料の全額を、学長が取消しを告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間に納付しなければならない。

(免除の額)

第7条 第2条第1項に係る対象者に対する入学料免除の額は、入学料の全額又は半額とする。

2 第2条第2項に係る対象者に対する入学料減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項に規定された額とする。

3 第5条第3項の規定により、第2条第1項及び第2項の両方に係る対象者として免除を許可された者については、まず前項に基づく額を第2条第2項に係る対象者分として免除し、当該免除額を入学料全額から除した額の全額又は半額を、第2条第1項に係る対象者分として免除する。

(徴収の猶予)

第8条 第4条に基づき入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者について、これを許可し、又は不許可とするまでの間は、当該申請者に係る入学料の徴収を猶予する。

2 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除を許可した者に係る入学料は、学長が不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間は、その徴収を猶予する。

3 第5条により徴収猶予が許可された者に係る入学料は、入学した年度の2月末日まで、その徴収を猶予する。

4 前2項に規定する徴収猶予期間が終了しても、入学料を納付しなかった者は、学則第23条第4号又は第58条第4号に基づき学長が除籍する。

(特別な場合の入学料免除)

第9条 前条第1項から第3項の規定に基づき入学料の徴収を猶予している期間内、若しくは第6条第2項又は第3項の規定に基づき学長が指定する期間内に、その対象となる者が死亡又は長期にわたる行方不明により、学則第23条第5号又は第58条第5号に基づき除籍した場合は、当該学生に係る未納の入学料の全額を免除する。

2 前条第4項の規定により除籍した場合は、当該学生に係る未納の入学料の全額を免除する。

3 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。

4 第1項から第3項までに定める入学料の免除に当たっては、対象者からの申請を要しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月22日から施行し、令和2年度に係る入学金から適用する。

### 入学料免除等申請書

平成 年 月 日

学長 殿

平成 年度入学料の  免除  徴収猶予 をお願いしたく必要書類を添え保証人連署をもって申請します。

出 願 者	フリガナ 氏名	入学予定 平成 年 月	学科	専攻
	現住所※自宅・自宅外 〒 TEL ( )	家族住所 〒 TEL ( )		
保 証 人	フリガナ 氏名	本人との続柄	現住所 〒 TEL ( )	

家族及び所得 家計支持者に↓ ○印	続柄	氏名	年齢	職業	在職期間	勤務先	収入・所得金額	大 学 記 入 欄		
	就学者を除く家族	父				年		千円	千円	千円
	母				年		千円	千円	千円	
	※父又は母死亡・生別の場合、及び家計支持者無職等の場合 ( 年 月 ) 理由 ( )									
					年		千円	千円	千円	
					年		千円	千円	千円	
					年		千円	千円	千円	
	計									

別居者↓ ×印	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	通学別	兄弟等の平成 年度授業料免除申請結果 (国立学校在学者のみ記入)
	就学者	本人			国立筑波技術大学		※自宅・自宅外
				立		※自宅・自宅外	前期(全・半), 後期(全・半), 無
				立		※自宅・自宅外	前期(全・半), 後期(全・半), 無

収 入 状 況	給与所得	※商・工・林・水産業所得	農業所得 [1反=約10アール(a)]	その他の職業・雑所得	
	給料・賃金等 (賞与を含む)	千円	(同族会社の場合) 資本金 万円 役員役名 (内2親等以内の血族) 名	(農作物) 従事者 (家族名, 使用人名)	その他の職業収入 ( )
役員報酬 (賞与を含む) ※株式会社・有限・合名・合資・企業組合・その他	千円	営業科目 ( ) ※卸・小売従事者 (家族名, 使用人名)	米 a 麦 a 雑穀・野菜等 a 果実・園芸等 a その他 a ( )	千円	千円
専従者給与	千円			千円	千円
年金・恩給	千円	売上高 (a)	千円	千円	千円
その他 ( )	千円	必要経費 (b)	千円	千円	千円
収入金額計	千円	所得金額計 (a)-(b)	千円	千円	千円

上記以外の臨時所得 ※退職金・退職一時金・保険金・資産譲渡・山林所得 その他 ( ) 金額 千円	資 産	預・貯金 宅地 農地	千円 ㎡ a	有価証券 山林 家屋	千円 ㎡
--	--------	------------------	--------------	------------------	---------

[注] ※印は該当する事項を○で囲んでください。

□は該当する事項をチェックしてください。  
出願者欄は、本人が署名・記入し、保証人欄は、当該保証人が署名・記入してください。

家 庭 事 情	入学料免除等を希望するに至った家庭事情や、その他説明を要することを具体的に記入すること。					
	申請理由					
	入学料免除の場合 □学資負担者の死亡 □風水害にり災 □学資負担者の失職 □その他( )					
	徴収猶予の場合 □経済的理由 □学資負担者の死亡 □風水害にり災 □その他( )					
	申請理由の説明及び家庭事情を下記に具体的に記入してください。					
	主たる家計支持者無職・失職の場合の生活費の出所 ( ) 就業見込 ※ 有 ・ 無					
家計収入が就学者の収入のみの場合の本人の月収				千円		
障害・疾病 被爆関係 事項	氏名	症名・原爆被爆	手帳番号	疾病の程度 年 月 から ※入院・通院・自宅就床・要介護 1か月平均の療養費 千円		
奨学団体の名称及び奨学金の給・貸与額 (本人のみ・前年度)						
名 称	月 額	年 額	名 称	月 額	年 額	合 計
	千円	千円		千円	千円	千円
	千円	千円		千円	千円	
参 考	本人の 一か月 当りの 生活費	収 入	(1)家庭より 円	支 出	(1)食費 円	
			(2)アルバイト( ) 円		(2)住居費 円	
			(3)日本学生支援機構奨学金 円		(3)光熱水費 円	
			(4)その他の奨学金( ) 円		(4)通学交通費 円	
			(5)その他( ) 円		(5)学習費 円	
					(6)教養・娯楽費 円	
					(7)その他( ) 円	
			計 円		計 円	
不足する場合の補充方法						

※本様式に記載された個人情報は、上記目的外で使用することはありません。

大 学 記 入 欄	特 別 控 除		認 定	
	(1)母子・父子世帯	千円	(a) 総 所 得 金 額	千円
	(2)就学者(小人)(中人)(大学人) (高・高専人)(専修人)	千円	(b) 特 別 控 除 額	千円
	(3)身体障害者・長期療養者	千円	認 定 総 所 得 金 額 (a) - (b)	
	(4)家計支持者別居	千円	千円	
	(5)災害( )	千円		
(6)父母以外の所得	千円	家 族 数	基 準 額	( )

別記様式第1（第4条関係）

（表）

	B ※自宅・自宅外	千円	充足率	順位	判定
計		千	（%）		

入 学 料 徴 収 猶 予 申 請 書

平成 年 月 日

学 長 殿

申請者  
所 属 \_\_\_\_\_ 学科 \_\_\_\_\_ 専攻  
氏 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

国立大学法人筑波技術大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程第4条第1項の規定による入学料の徴収猶予を、下記の理由により申請します。

記

申請理由

（該当する数字を○で囲むこと）

- 1 本学に入学する者で、経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀であるため
- 2 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付期限までに納付が困難であるため
- 3 その他やむを得ない事情があるため